「(仮称)青森市障がい者総合プラン」の策定について

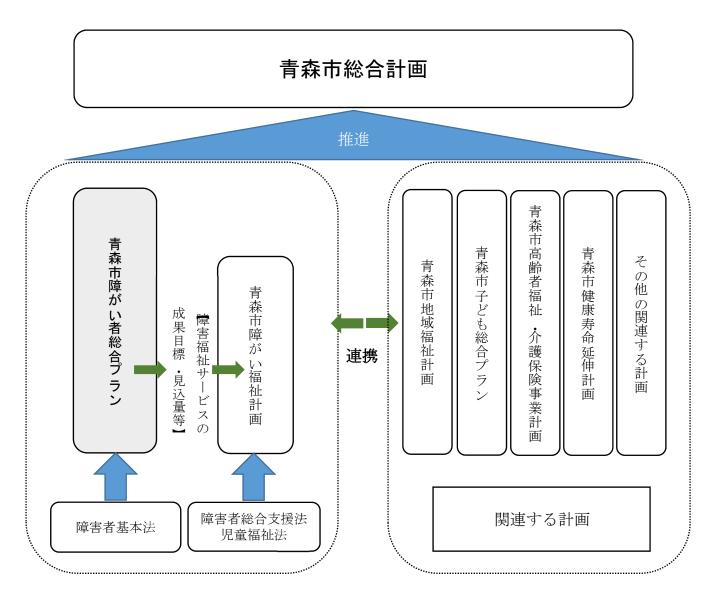
資料1

1 プラン策定理由

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が策定しなければならない障がいの ある方のための施策に関する基本的な計画であり、現計画の計画期間が、令和5年度までとなって いることから、新たな「青森市障がい者総合プラン」を策定します。

2 プランの位置づけ

「青森市総合計画」における障がいのある方に関連する施策を推進するため、「青森市地域福祉計画」や「青森市子ども総合プラン」などと相互に連携しながら、障がい者施策を総合的に推進します。



3 プランの期間

青森市総合計画と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 計画の体系図

現行の障がい者総合プランをベースとしながら、必要に応じて、基本理念・基本方向・施策 体系・目標を含めて見直しを行います。

見直しに当たっては、国・県の動向を注視しながら、現計画のフォローアップ及びアンケート調査結果等を踏まえて行います。

【現行の体系図】

